

2013年12月19日 全3頁

法律・制度のミニ知識

企業グループ内の資金融通と貸金業法

「金融・資本市場活性化有識者会合」提言との関係で

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 2013年12月13日、「金融・資本市場活性化有識者会合」が「金融・資本市場活性化に向けての提言」をまとめた。
- ここでは「企業グループ内の資金融通」の部分に注目したい。
- 貸金業法との関係を示唆するニュースもあり、貸金業法との関係を見ていく。

1. 「金融・資本市場活性化有識者会合」提言

2013年（平成25年）12月13日、「金融・資本市場活性化有識者会合」が「金融・資本市場活性化に向けての提言」をまとめました^(注1)。この会合は、金融庁と財務省を事務局としたもので、金融庁のウェブサイト^(注2)を見ると、開催時に次のように記載されています。

「成長戦略の当面の実行方針」（平成25年10月1日日本経済再生本部決定）において、「家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策をはじめとする日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策や、アジアの潜在力の発揮とその取り込みを支援する施策について、年内に取りまとめを行う」と示されたこと等を踏まえ、金融業界、事業会社、学者など各界の有識者から、大所高所からの自由闊達なご意見を頂くことを目的として、「金融・資本市場活性化有識者会合」を開催します。

(注1) 金融庁の以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.fsa.go.jp/singi/kasseika/20131213.html>

(注2) 金融庁の以下のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.fsa.go.jp/singi/kasseika/20131108.html>

この提言は日本経済新聞のウェブサイトに2013年12月13日に掲載されたニュース「企業グループ内の資金融通、規制緩和で後押し」^(注3)を見ますと、「金融版の成長戦略」などとも言われています。

(注3) 日本経済新聞の以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.nikkei.com/article/DGXNASGC13004_T11C13A2MM0000/?dg=1

なお、日本経済新聞の2013年12月13日付夕刊にも同様の記事が掲載されていました。

ここでは、この提言の12ページに掲載された以下の部分を見ていきたいと思えます。

本邦企業の資金管理の効率化の観点からは、本邦企業の海外拠点を含めた 企業グループ全体としての最適な資金管理（キャッシュマネジメント）システム の構築に資するよう、規制の見直しを検討することが必要である。

この部分が、先ほどの日本経済新聞のウェブサイトのニュースで「企業グループ内の資金融通、規制緩和で後押し」、「大企業グループ内の貸し付け規制緩和」として取り上げられた部分だと思えます。

この部分につき、先ほどの日本経済新聞のウェブサイトのニュースでは貸金業法の関係政令が改正されると報道されており、特にこの点について見ていきたいと思えます。

2. 企業グループ内の資金融通と貸金業法

先ほどの日本経済新聞のウェブサイトのニュースの中に、企業グループ内の資金融通に関して、「日本の貸金業法は貸し付け行為の定義が厳格で、金融庁への登録が必要となる例が多い」との記述がありました。そこで、法令を見てみましょう。

貸金業法では、2条1項で「貸金業」を定義しており、「業として行う」「貸付け」を貸金業と定義しています。この「業として行う」とは、「反復継続し、社会通念上事業の遂行とみることができる程度のもの」をいうと解されています。そして「貸付け」とは、概ね「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）」とされています。

この貸金業を行う場合、貸金業法上の登録を受けなければならないとされています（貸金業法3条）。この制度の下、企業グループ内融資が貸金業に当たり登録が必要なるのかということで、企業サイドから過去にもいろいろと緩和に向けた努力がなされてきたようです。

解釈上、貸金業に当たらないのではないかという考え方の下、金融庁にいろいろと照会が行われています^(注4)。これらの照会と回答を見ますと、ごく大雑把にはありますが、親会社と総議決権の50%超の子会社（株式会社）との資金融通は貸金業に当たらないと解釈されたようですが、それ以外の会社法上の実質子会社（株式会社）との資金融通は貸金業に当たると解釈されてきたようです。

(注4) 金融庁の以下のウェブサイトをご参照ください。この中の「貸金業法（旧 貸

金業の規制等に関する法律)」の「整理番号」が「1」「2」「4」「9」「10」「12」(特に「2」と「10」)ところをご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/common/noact/kaitou/>

また、規制改革に向けた要望も出されています。内閣府のウェブサイト^(注5)に掲載されている「『規制改革ホットライン』で受け付けた提案等に対する所管省庁からの回答について【平成25年3月22日～9月30日受付分】11月15日付取りまとめ」の中の資料2のうち、「金融・証券・保険」の項目の番号「12」では、「親会社と会社法上の『実質子会社』との間の資金の貸し借りについて、貸金業法の規制の対象とすべきではない。」との要望が出されています。しかし、その時点では、「対応不可」とされたようです。

(注5) 内閣府の以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/hotline/h_index.html

このような経緯はありましたが、今回の提言で、緩和が図られる見込みが出てきました。

次に、先ほどの日本経済新聞のウェブサイトのニュースの中に、規制緩和に当たり、「金融庁はまず関係政令を改正し、登録が不要となる範囲を拡大する。」と記載してありますが、この点を見ていきます。

「貸金業」の定義を定める貸金業法2条1項では、「貸金業」に該当しない場合、つまり例外が次のように書いてあります。この例外に該当すれば、貸金業法の登録が不要になります。

- | | |
|----|---|
| 一号 | 国又は地方公共団体が行うもの |
| 二号 | 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの |
| 三号 | 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの |
| 四号 | 事業者がその従業者に対して行うもの |
| 五号 | 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものを行うもの |

この中の五号が、貸金業法に書ききれなかった例外が政令で書かれていることを示しています。実際「貸金業法施行令」という政令の「1条の2」という条文に例外が掲げられています。

そこで、前記のニュースの記載を前提にすれば、この「貸金業法施行令」「1条の2」が改正されることになるのではないかと思います。

なお、残念ながら執筆段階でいつ、どのように改正されるかは予想もつきません。

どのように改正されるかが、どの程度、企業グループ内融資がしやすくなるかに関連するので、今後の行方に注意が必要でしょう。